

## 年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必ずです。

ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

### 対象

【高齢基礎年金を受給している方】

- 次の要件を全て満たしている方
- 65歳以上である
- 世帯全員の市町村民税が非課税となっている

・年金収入額とその他所得額の合計が約90万円以下である

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方】

前年の所得額が約479万円以下である

### 請求手続き

①既に年金を受給されている方で、新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方およびお受け取りの対象となる方には、日本年金機構より9月初旬頃か

ら、請求可能な旨のお知らせを送付します。

同封のハガキ(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和8年1月5日までに請求手続きが完了しますと、令和7年10月分からさかのぼって受け取ることができま

②これから年金を受給し始める方

年金の請求手続きと併せて手続きをしてください。

●日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から電話で皆さまの家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

### 問合せ先

給付金専用ダイヤル  
0570-0514092

## 認知症講演会

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができる

よう、一人ひとりが認知症を正しく理解し、備えることが大切です。そこで、認知症の基本的知識、その症状や行動への対応を中心に新薬等の話題も交え、「認知症の早期発見・治療と対応」をテーマに専門医が講演します。

●日時 10月18日(土)

午後1時30分～3時

(受付開始 午後1時)

### 場所

七宝病院管理棟 会議室  
(あま市七宝町下田矢倉下1432番地)

### 演題

認知症の早期発見・治療と対応  
～正しく理解し、備えをするために～

●参加費 無料

### 講師

覚前淳氏

(愛知県認知症疾患医療センター七宝病院センター長)

●定員 150名

### 申込方法

電話でお申込みください。

### 主催

愛知県認知症疾患医療センター

七宝病院

### お願い

医療機関での開催にあたり、感染対策の為、マスク着用をご参加をお願いします。

### 申込み・問合せ先

愛知県認知症疾患医療センター  
七宝病院

052-443-7900

午前8時30分～午後5時

(土曜・日曜および祝日を除く)

## 飛鳥村戦没者追悼式

戦争の悲惨さを次世代に伝え、戦没者に対し深く感謝するとともに哀悼の意を表すため、飛鳥村戦没者追悼式を開催します。

●日時

10月4日(土)午前10時～

### 場所

すこやかセンター集会室

### 対象

戦没者のご遺族

※8月中旬から下旬にかけて案内を送付しています。

### 問合せ先

すこやかセンター内福祉課



## 不登校・ひきこもり 家族支援フォーラム

不登校・ひきこもりのことで悩んでいませんか。

今後のヒントや相談先が見つかるかもしれません。お気軽にご相談ください。

■第一部 講師による講話「親として子どもとどう向きあうか」

●日 時

9月27日(土)  
午後2時～4時30分

●場 所

津島市生涯学習センター  
小ホール他(津島市荻原町字椋木5番地)

●対 象

不登校・ひきこもりの方のご家族および支援者

●定 員 約60名

●参加費 無料

●申込方法・申込期限

9月16日(火)  
津島保健所まで電話でお申込みください。

●申込み・問合せ先

津島保健所 健康支援課

こころの健康推進グループ  
☎26-4137  
(月曜～金曜 午前9時～午後5時)

## 海部南部権利擁護センターの 成年後見支援

■巡回相談(要予約)

毎月第2火曜日、相談員が相談会場に向いて相談(無料)をお受けします。

なお、相談には事前予約が必要です。

●日 時

9月9日(火)

- ①午後1時30分～2時20分
- ②午後2時30分～3時20分
- ③午後3時30分～4時20分

●場 所

すこやかセンター

■弁護士による法律相談(要予約)

毎月第3木曜日、権利擁護や成年後見に関する相談(無料)をお受けします。

なお、相談には事前予約が必要です。

●日 時

9月18日(木)

①午後1時～1時50分

②午後2時～2時50分  
③午後3時～3時50分  
●場 所  
海部南部権利擁護センター

■共通事項

●参加費 無料

●受付時間 午前9時～午後5時  
(土曜・日曜・祝日および年末年始を除く)

手話通訳・要約筆記など障がいのため配慮が必要な方はお申し出ください。

●問合せ先

NPO法人海部南部権利擁護センター

☎69-8181

FAX69-8180

## 海部南部水道企業団 職員採用候補者試験

令和7年度海部南部水道企業団職員採用候補者試験(令和8年度採用)を次のとおり実施します。

●募集職種・人員

一般事務職・1名程度

●受験資格

平成10年4月2日以降に生まれ

た方で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した方または令和8年3月までに卒業見込みの方。

●募集要項・申込書の配布

海部南部水道企業団総務課で配布します。また、海部南部水道企業団ホームページからも入手できます。

●試験日

第1次試験 10月19日(日)  
第2次試験 11月中旬予定

●受付期間

9月8日(月)～26日(金)  
午前8時30分～午後5時15分

※郵送の場合は9月26日(金)必着

※土曜、日曜および祝日を除く

●受験受付・問合せ先

海部南部水道企業団総務課  
愛西市西條町大池180番地

☎32-3111



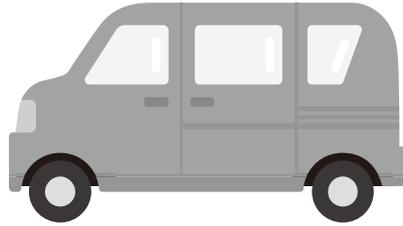
海部南部水道企業団ホームページ

## 飛鳥聖苑東側道路が 開通します

飛鳥大橋南交差点が9月1日(月)から飛鳥聖苑方向へ通行可能となります。

詳細は今月号の差込みチラシをご覧ください。

●**問合せ先**  
すこやかセンター内保健環境課



## 創業セミナー受講者 募集

本セミナーは「特定創業支援事業」として飛鳥村・弥富市・蟹江町・大治町商工会が主催し、4市町村と日本政策金融公庫の後援により開催します。創業に必要な経営、財務、人材育成、販路開拓の経営の基礎知識を分かりやすく学べるカリキュラムとなっています。

### 【カリキュラム】

- ①事業のイメージを具体化する創業計画づくり
- ②創業に必要な人事や労務の基礎知識
- ③売れる仕組みと顧客のつくり方
- ④お金で困らない資金調達と資金繰り

### ●日時

10月5日(日) 11月9日(日)  
両日とも 午後1時～5時30分  
(2日間とも参加可能な方を対象とします。)

### ●場所

蟹江町産業文化会館  
(海部郡蟹江町城1-2-14)

### ●対象

創業を予定している方、創業・

経営に興味のある方、創業して5年以内の方

### ●受講料

無料

### ●定員

30名

### ●申込方法

次の二次元コードまたはメールからお申込みください。



創業セミナー  
参加申込フォーム

### ●申込・問合せ先

飛鳥村商工会

☎52-11002

メール [tobishou@ruby.ocn.ne.jp](mailto:tobishou@ruby.ocn.ne.jp)

## 司法書士による 無料法律相談

### ●日時・場所

・10月4日(土)  
午前10時～正午、  
午後1時～3時

### 【相談会場】

- ・津島市生涯学習センター  
(津島市我原町椋木5)
- ・十四山総合福祉センター  
(弥富市子宝六丁目80)

### ●相談内容

- ・土地や建物の相続、売買、贈与などに関する事
- ・会社や法人の設立や役員変更などの会社や法人に関する事
- ・少額訴訟や相続放棄手続など簡裁訴訟代理や裁判所に提出する書類作成に関する事
- ※法律相談については、140万円以下の民事紛争に限る

### ●相談員

愛知県司法書士会会員

### ●予約方法

次の問合せ先までご連絡ください。

### ●予約・問合せ先

愛知県司法書士会

☎052-1683-6686





## 自転車乗車用ヘルメット購入費補助金

令和5年4月1日から自転車乗車時におけるヘルメットの着用が努力義務化されました。

本村では、自転車乗車用ヘルメットの購入費用の一部を次のとおり補助していますのでぜひご利用ください。

### ●対象者

村内に住所を有する7歳から18歳までの方および65歳以上の方  
※補助申請年度末に当該年齢に到達する方を含む

### ●対象となるヘルメット

令和7年4月以降に購入した新品の自転車乗車用ヘルメットであり、SGマーク、JCFマーク、CEマーク(EN1078)など安全性の承認を受けたもの

### ●補助率等

- ・購入金額の2分の1の額または2,000円のいずれか低い額(その額に100円未満の端数がある場合は切り捨て)
- ・1人につき1個(回)限り

### ●必要書類

- ・補助金交付申請書

開発部建設課で配布します。または、村公式ホームページよりダウンロードできます。

・領収書の写し(保護者がまとめて申請する場合はお子さまごとに領収書が必要です)

・対象者の生年月日を証明するもの  
・自転車乗車用ヘルメットの安全承認適合がわかるもの(自転車乗車用ヘルメットの現物提示でも可)

### ●申請期限

令和8年3月31日(火)

※自転車乗車用ヘルメットを購入した年度末までに申請をお願いします。

### ●問合せ先

開発部建設課



## 中小企業退職金共済制度のご案内

中小企業退職金共済制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。国からの有利な掛金助成や、税法上の優遇も受けられ手数料もかかりません。家族従業員やパートタイマーも加入できます。

※一部対象外あり。詳しくはホームページをご覧ください。



中小企業退職金共済事業本部ホームページ

### ●問合せ先

中小企業退職金共済事業本部  
☎052-954-6332

## ブロック塀等撤去費を補助します

地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する工事に要する費用の一部を補助します。

### ●補助限度額

10万円

### ●補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または開発部建設課までお問合せください。

※補助金申請は、工事着手前に行っていただく必要があります。申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助対象外となりますのでご注意ください。

### ●問合せ先

開発部建設課

